第３部

災害復興計画（仮題）

第１章　復興の基本的考え方

１　復興の基本的考え方

○　東京に大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

○　応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。

　被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していく。

○　復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

○　さらに、我が国の首都として、東京の政治・経済中枢機能や国際都市機能を回復するために、都市活動を迅速に再開させ、復興後には、より快適で魅力的な都市として発展させていかなければならない。

○　このため、東京の震災復興の基本目標は、協働と連帯による「安全・安心なまち」と「にぎわいのある首都東京」の再建とする。

（１）生活復興

○　第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。

○　心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。

○　個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。

○　自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

（２）都市復興

○　人びとがくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた東京をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。

ア　特に大きな被害を受けた地域のみの復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。

イ　復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快

適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。

ウ　都民、事業者、区市町村、都、国など、多様な主体が「協働と連帯による都市づくり」を行う。

２　東京都震災復興マニュアル

阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、平成 15 年 3 月に、地域による新しい協働復興の仕組みを提案するために策定した。

被災者の行動指針となるよう地域力を活かした復興を行うための様々な仕組みを提案した「復興プロセス編」と、行政担当者向けの復興事務の手引書である「復興施策編」から構成されている。

マニュアルに記載する事項については「東京都地域防災計画」に位置付け、復興対策を推進する。また、関係部局が所管する分野別復興施策についても、地域防災計画の分野別復興計画として、施策を推進する。

（１）復興プロセス編の主な内容

被災者の行動指針となるよう復興過程の全体像を表し、自助・共助と公助の連携による「地域力」を生かした復興を行うための仕組みを示しており、主な内容は下記のとおりである。

○　復興の基本目標と視点
○　復興の全体像
○　地域力を活かした分野別の復興プロセス
（資料第　　「復興の全体像」別冊Ｐ　　）

（２）復興施策編の主な内容

分野別に行政が実施する具体的な行動指針で構成されており、主な内容は下記のとおりである。

○　復興体制の構築
○　都市の復興　　（資料第　　「都市復興」別冊Ｐ　　）
○　住宅の復興　　（資料第　　「住宅復興」別冊Ｐ　　）
○　くらしの復興　　（資料第　　「くらしの復興」別冊Ｐ　）
○　産業の復興　　（資料第　　「産業復興」別冊Ｐ　　）